

草の週間 9月1日から

野草地 — すべて改良を
 草地改良 — 高い技術で
 管理・利用 — 正しい知識をもって

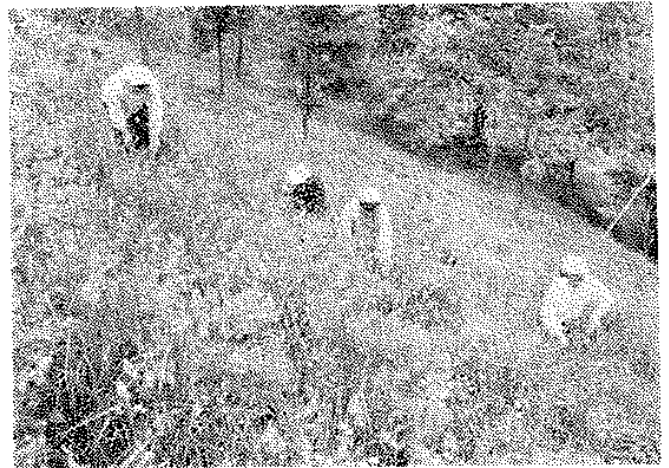
県ではこの9月1日から7日までの一週間を「草の週間」と定めて、牧草作りの啓蒙普及運動を活発にすすめることにしています。

—よい家畜はよい草から—

良い草地と健康な家畜からこそもうかる畜産経営が生まれます。

良い草地を造り上げることは、これから畜産を伸ばし農業構造改善のために、町も村も農家も一体となって、どうしてもなしとげなければならない大事業です。アメリカでは、過去20年間にわたって続けられた草地改良の啓蒙普及運動が成功して、農業が大きく発展するものになったといわれています。

いまが丁度牧草の種播期ですが、県ではこの週間に つぎのようないろいろの催しを行なうことにしていますので、できるだけこの機会に身近の行事に参加して、草地改良や牧草の栽培、利用技術を高めていただきたいと思います。



草地改良啓蒙普及事業計画

実施項目	内 容	実施月日
広報活動	新聞「草の週間」趣旨事業内容紹介 畜産だより「草の週間」内容紹介	8.1~8.5
	「草の週間」制度 公 示	9.2~9.8
	ラジオ送 農林部長、畜産課長	9.3~
	テレビ 「草の週間」スライド上映	9.2~9.8
	ポスター 「草の週間」ポスター 1,000枚	8.20まで作成
	その他 「草と家畜」写真募集	9月
知識普及研修	草地造成研修 場所 酪農試験場 山町村オペレーター対象	9.4
	草地造成及び管理利用機械展示 場所 酪農試験場 事業主体及び指導者並びに一般を対象	9.4~9.5
講演会	草地改良講演 「草地の利用と維持管理について」畜産振興と飼料対象 場所 津山市 講師 西山太平氏	9.5
草地診断	草地改良団地調査診断 各農林事務所において既成改良草地2団地以上を選定し今後の維持管理指針を診断書によって指示する。(当日は当該団地受益者を立会させる)	9.2~9.8